

議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、退職給付に関する会計基準及び同適用指針の適用時期について審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(2)-2に基づいて、未認識項目の一括負債計上、退職給付債務及び勤務費用の計算方法、注記の拡充それぞれの適用時期について具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、未認識項目の一括負債計上における早期適用の時期と、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の早期適用の時期については、それぞれ独立したものと考えてよいか、例えば、後者のみ早期適用することは可能か、との質問があった。これに対して、事務局より、その考え方の通りである旨の回答があった。

ある委員より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の強制適用の時期について、a 案のただし書きの「所定の注記」とはどのような内容を想定しているのか、との質問があった。これに対して、事務局より、定量的情報を求めることは実務上難しく、定性的情報を求めることになるのではないかと考えられるが、現時点では整理できておらず、今後検討していく旨の回答があった。

あるオブザーバーより次の意見があった。当初予定していた最終基準化の時期を大幅に過ぎていることから、公開草案で提案されていた適用時期よりも1年延期することはやむなしと考える。しかし、a 案のただし書きを認めた場合、適用時期が相当程度空くことになり、比較可能性が損なわれる懸念がある。現行の退職給付会計基準の導入当時と同様の措置のようだが、作者及び受託機関共にその当時よりもデータ整備等の観点を含めて成熟していると考えられるため、a 案のただし書きなし（平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から）とすればよいのではないかと。これに対して、事務局より、a 案のただし書きについては、公開草案に寄せられたコメントなどを勘案し、作成者及び受託機関のデータ整備等の観点から、全ての企業が円滑な導入を実現できるよう提案しているものである旨の回答があった。

ある委員より、a 案のただし書きにある、適用が困難と認められる会社について、監査上の対応に支障をきたさないのか、との意見があった。これに対して、別の委員より、適用が困難と認められる状況について、監査上は、正確な財務情報を作成できるかどうかなど、実態を踏まえて対応することになると考えられる旨の意見があった。

ある委員より次の意見があった。今回の退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しは、給付算定式基準が選択肢として追加されるため、強制適用までに、データ等の整備に加えて、給付算定式基準を採用するか否かの判断が求められる点の実務上の重要な検討課題となる。また、検討いかんによっては、社内規定の改正やそれに付随した労使交渉などが必要となる可能性があるため、現在事務局が提案している a 案にただし書きを付加することは十分理解できる。

ある委員より、期間定額法から給付算定式による方法に変更する場合、適用初年度では過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない提案となっているが、財務諸表利用者にとって比較情報は有用であるので、遡及処理した比較情報の開示を容認する扱いにはならないのかどうか、との質問があった。これに対して、事務局より、適用初年度については、退職給付債務の再計算に係る実務へ配慮して、一律に遡及処理を行わないこととしている旨の回答があった。

以 上